

# 令和5年度 第1回 富良野市空家等対策協議会議事録

日 時：令和6年3月26日（木）9時58分～10時35分

場 所：複合庁舎1階 会議室D

出席委員：北市長（会長）、足立委員、宮下委員、野村委員、小林委員、菊田委員、  
軽米委員、丹治委員、平泉委員 （計9名）

欠席委員：なし

事務局：北川建設水道部長、黒崎都市建築課長、伊藤住宅政策係長

## 1. 開会（9時58分）

## 2. 市長挨拶

昨年法改正があり、特定空家に準じる「管理不全空家」に対して指導ができるようになりました。管理されていない空家に対しては、近隣にお住まいの方の安全確保や、景観の保全のため対処しなければいけません。家屋が個人の財産である以上デリケートな部分は多分にあり、それでも進めていかなければならないものです。今日は皆様方のご協力と建設的で前向きなご意見を頂きますようお願いいたします。

過日、土別での会議に向かう道中、雪によって屋根が曲がったりつぶれてしまった、所謂「特定空家」に準じるような建物が散見されました。富良野市においても同じような状況は起こっています。雪解けが進む中、そのようなことが起きやすいのもまた今の時期だと思います。

委員の皆様にはご苦勞をおかけしますが、市民の安全・安心につながる事業であることをご理解頂いて、特段のご協力を頂きますようお願い致します。

## 3. 報告事項

報告第1号 空家等の推進に関する特別措置法の改正について

### ・事務局より説明

昨年の法改正に伴い富良野市においても空家等の適切な管理に関する条例の改正を行っています。

改正のメインとなるのは「管理不全空家」の定義を設けたことで、それに該当した場合には指導及び勧告が可能となり、勧告が行われた場合には特定空家と同様に固定資産税の住宅用地特例が解除となります。

### ・委員より発言

特になし

## 報告第2号 富良野市空家等除却事業補助金の交付実績について

### ・事務局より説明

令和5年度より国の交付金を一部使用し、空家の除却費用の一部を補助する制度を創設しています。この補助金の対象となる空家は、屋根が落ちている、壁が崩れている、柱が倒れているといった状態の悪い空家であり、かなり対象となるためのハードルは高いものです。

令和5年度の実績は1件50万円、令和6年度にも2件100万円の予算を計上しています。

### ・委員より発言

特になし

## 報告第3号 東山市街地空家の状況について

### ・事務局より説明

平成28年度から東山地区にある空家について注視しています。当初は建材の飛散や冬季の落雪による問題程度でしたが、年々状態が悪化し、現在では家屋の一部が崩壊するに至っています。

所有者は新潟県在住の方で、本年1月に面談を行って来ましたが、生活の状況を見ると、仮に50万円の補助を使用したとしても残りの費用を負担しての解体はできる状況ではないことが確認されました。

とはいえ、当該空家が危険な状態であることは事実ですので、近隣住民のことを考えると、今後、管理不全空家、更には本協議会の審議を経て特定空家に認定し、最終的には行政代執行を行うことになる可能性があります。

### ・委員より発言

所有者の死亡後、相続人が相続放棄した場合にはどのようなのでしょうか？

### ・事務局より回答

所有者は健在ですのでまだ相続という話は出ていませんが、民法上は相続放棄した場合でも管理義務が生じるというものはあります。ただ、この所有者は親族との付き合いもないことと、そのような状況で相続人が当該空家の処分をしてくれるかどうかという問題もあります。

## 4. その他

### ・委員より発言

報告第1号の法改正の概要の中で「空家等の情報について電力会社等からの提供を要請できる」となっていますが、電力会社等に情報提供の義務はあるものなのでしょうか？

### ・事務局より回答

特措法の作りとしては「要請」できるとなっていますので、提供の義務はないと考えます。

資料1-1にあるとおり、特措法の前提として国、自治体の施策に協力する

努力義務があるとしていますので、義務はないといいつつ提供しなければならないのではないかと考えます。

- ・事務局より発言

東山の空家のような状況では、委員の皆さんの専門分野の中で対応の方法としてどんなことができるのか、ご教示願いたい。

- ・委員より発言

解体を行った場合でも、残った底地の不動産価値が高ければ良いですが、東山のような場所だと買い手がつかなくて、債務の一部に充てることは難しいと思います。

お金がないところから生み出すことは法律では難しいと思います。

相続となれば、財産管理人を選任して無償で市に譲渡し、その後は市が自由に解体等を行うというのが枠組みとしてあります。しかし、その方法で市に渡すことができても、解体の費用までとなると妙案が浮かばないです。やはり資産的価値があるかどうかということに尽きると思います。

- ・事務局より発言

本協議会に係る報酬の支払い、次回協議会の開催時期等の事務連絡。

## 5. 閉会 (10 時 35 分)